

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原議永年保存					
共	00	00	10	31	5年

宮本少第300号
平成27年3月23日
宮城県警察本部長

少年サポートセンターせんだい運営要綱の制定について（通達）

仙台市の関係機関と協働した非行防止活動等をより一層効果的に推進するため、新たに仙台市所有施設に「少年サポートセンターせんだい」を設置することに伴い、別添のとおり少年サポートセンターせんだい運営要綱を制定し、平成27年4月1日から施行することとしたので通達する。

少年サポートセンターせんだい運営要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第3条第4項の規定により生活安全部少年課（以下「少年課」という。）に置かれた少年サポートセンターせんだい（以下「サポートセンター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 任務

サポートセンターの任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 少年相談に関すること。
- (2) 少年補導に関すること。
- (3) その他特命に関すること。

3 指揮監督

サポートセンターにおける業務の運営に関しては、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）が指揮監督するものとする。

4 所長の責務

少年サポートセンターせんだい所長（以下「所長」という。）は、少年課長の命を受け、サポートセンターの事務を掌理し、適正な運営に努めるとともに、サポートセンターに勤務する職員を指揮監督するものとする。

5 事件等の引継ぎ

所長は、少年課長の指揮を受け、次に掲げる場合は、当該事案に対処する警察署長に当該少年、関係書類等を引き継ぐものとする。

- (1) 非行少年を発見し、又は非行少年に関する情報を得た場合
- (2) 福祉犯の被害者を発見し、又は福祉犯に関する情報を得た場合
- (3) 少年に関する各種法令の違反行為を認知し、又は被疑者、被害者、参考人等関係者に関する情報を得た場合
- (4) 有害環境を発見し、又は有害環境に関する情報を得た場合
- (5) その他少年相談、継続補導等について警察署で措置することが適当と認められる場合

6 庶務

サポートセンターの庶務は、少年課において処理する。